

八ヵ月又は二十四ヵ月に延長したという新聞報道があったが、今年になり、制度の改正を見送る報道があったこと、また、この間、国から定期検査制度の見直しに関して、立地自治体に説明をしたいという依頼があり、市当局としては制度の受入れを前提にしないという条件で、昨年十一月二十九日に説明を受けたこと及び国が検討している新しい検査制度の概要については、①経年劣化の状況、過去に発生したトラブル等を踏まえ、また検査とすること、②分解点検査をせずに異常の兆候を検知するなど運転中の検査を充実すること、③事故・トラブルが発生した根本的な原因を徹底的に分析することにより、ヒューマンエラーや組織の問題による事故・トラブルを減少させること、並びに今後国が再度立地自治体に対する説明会を実施したい意向がある旨の報告・説明を受け、その後、川内原子力発電所の累計設備利用率、原子力発電所の検査制度の見直しに対する本市の方針等について質疑があり、検査制度の見直しは、安全第一が最優先であるべきと考えており、全国原子力発電所所在市町村協議会を通じ、他市町村と連携しながら、対応していきたい旨の答弁があった。

なお、審査の過程において、原子力発電所の検査制度の見直しについて、国が本委員会に直接その目的について説明する必要がある旨の意見が述べられた。

(四)「平成二十年経営計画の概要」のうち供給計画及び今後の電源開発計画について

当局から、九州電力株式会社では今後も確実に増加することが予想される電力需要に対し、エネルギーセキュリティの確保、地球環境問題への対応などを勘案し、ベストミックスの中核である原子力の開発を最優先に位置付け、バランスのとれた電源開発を推進することとしており、次期原子力は早期に開発する必要がある、二〇一〇年代の後半の開発を目標に進めていることについて報告・説明を受け、その後、市当局が九州電力株式会社から説明を受ける際の対応について質疑を行った。

(五)「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う川内原子力発電所耐震安全性評価結果中間報告書の概要について

当局から、中間報告書の概要として、地質調査を実施し、新耐震指針による評価手法等を踏まえ、従来より保守的に、より安全側に断層を評価した結果、基準地震動(Ss)を、最大加速度を五百四十ガ

ルで策定し、この地震動であっても、安全上重要な施設の安全機能は維持されることを確認したこと及び今後、一号機の残りの部分と二号機について再評価を継続し、本年十二月には最終の評価を取りまとめる予定であることについて報告・説明を受け、その後、市当局が九州電力株式会社から説明を受ける際の対応について質疑を行った。

次に、協議会を開催し、九州電力株式会社電源立地部副部長から「平成二十年経営計画の概要」のうち供給計画及び今後の電源開発計画について説明を受け、質疑を行い、その後、九州電力株式会社上席執行役員川内原子力発電所長から「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う川内原子力発電所耐震安全性評価結果中間報告書の概要について説明を受け、質疑を行った。

六月四日開催

(一)川内原子力発電所一号機・二号機の運転状況について

ア 川内原子力発電所一号機A充てん/高圧注入ポンプの主軸折損について

当局から、一号機は通常運転中のところ、四月十五日に九州電力

株式会社が稼働中の充てん/高圧注入ポンプの軸受け一箇所(軸端側)の温度が通常より低いことを確認し、同ポンプの流量等に異常は認められなかったが、予備機に切り替えたこと、その後同ポンプを分解点検したところ、四月十八日に同ポンプの主軸折損を確認し、国、鹿児島県及び本市へ連絡を行ったこと、今後同ポンプについては、主軸折損の原因を究明し、対策について検討を行い、復旧する予定であること、今回の事象は国への報告対象に該当することから、安全協定に基づく報告を行ったこと、本事象により一号機の運転への影響はなく、周辺環境への放射能の影響もなかったことの報告・説明を受け、その後、過去の同様な事故の有無、同ポンプの保安規定、同ポンプの流量の変化、同ポンプの定期検査における点検状況及び同ポンプ事象の予測の可否について質疑を行い、同ポンプの定期検査時の異常の有無については超音波探傷検査を実施し、異常がなかったと聞いている旨の答弁があった。

(二)川内原子力発電所に関連する諸問題について

ア 環境調査のスケジュールについて

当局から、本年五月末現在の環